

# 兵庫県公報

令和2年3月10日 火曜日 第89号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○ 公印の廃止及び新調（文書課）	1
○ 土地改良法に基づく換地処分を行った旨の届出（農地整備課）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 神戸国際港都建設道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）	4
<b>公 告</b>	
○ 税務職員身分証票無効公告（税務課）	4
○ 落札者等の公示（社会福祉課）	4
<b>公安委員会規則</b>	
○ 兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	5
<b>公安委員会告示</b>	
○ 指定講習機関の特定講習の廃止	6
<b>正 誤</b>	
○ 平成20年10月31日付け兵庫県公報第2027号中	6
○ 同 上	6
○ 平成28年3月11日付け兵庫県公報第2780号中	7

## 公布された法令のあらまし

### ●兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第1号）

職員相談制度の充実及び効率的な組織運営を図るとともに、生活安全部における捜査指導及び警察署への支援等の体制を強化するため、兵庫県警察の組織について所要の整備を行うこととした。

## 告 示

### 兵庫県告示第267号

1に掲げる公印を令和2年2月29日限り廃止し、2に掲げる公印を新調し、同年3月1日からその使用を開始した。

令和2年3月10日

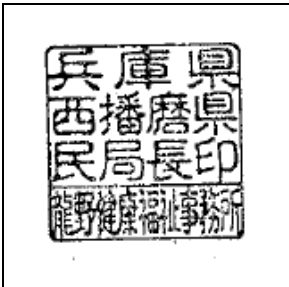
兵庫県知事 井戸敏三

1 廃止公印の名称及び印影



兵庫県西播磨県民局長印  
(龍野健康福祉事務所)

2 新調公印の名称及び印影



兵庫県西播磨県民局長印  
(龍野健康福祉事務所)



兵庫県告示第268号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第54条第3項の規定により、次の市から換地処分を行った旨の届出があった。

令和2年3月10日

兵庫県知事 井戸敏三

市の名称	地区名
三木市	吉川大畑地区



兵庫県告示第269号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年3月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和2年2月20日から同年6月30日まで
- 3 作業地域  
福崎町山崎地内



兵庫県告示第270号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年3月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和2年2月20日から同年6月30日まで
- 3 作業地域  
神河町高朝田地内



**兵庫県告示第271号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年3月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量（再設））
- 2 作業期間  
令和2年2月25日から同年3月31日まで
- 3 作業地域  
西宮市甲子園七番田地内



**兵庫県告示第272号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、豊岡市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年3月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間  
令和2年3月11日から同月25日まで
- 3 作業地域  
豊岡市の一部



**兵庫県告示第273号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年3月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和元年6月1日から令和2年1月24日まで
- 3 作業地域  
神河町岩屋地内



**兵庫県告示第274号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、姫路市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年3月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和元年12月1日から令和2年2月20日まで
- 3 作業地域  
姫路市岩端町118番地先



**兵庫県告示第275号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和2年3月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
神戸国際港都建設道路事業  
3.4.14号 鈴蘭台幹線  
3.4.39号 鈴蘭台環状線
- 3 事業施行期間  
平成28年2月12日から令和2年10月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

**公 告**

**税務職員身分証票無効公告**

次に掲げる証票は、紛失の日から無効とする。

令和2年3月10日

兵庫県知事 井戸敏三

種 類	番 号	交付年月日	紛失年月日
徴税吏員証	第90152号	平成23年4月1日	令和2年2月25日
査察吏員証	同 上	同	同



**落札者等の公示**

一般競争入札の落札者等について、次のとおり公示する。

令和2年3月10日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量

- 兵庫県立健康科学研究所ほか10庁舎で使用する電気  
 予定数量2,045,449キロワット時／年
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
 兵庫県健康福祉部社会福祉局社会福祉課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
  - 3 落札者を決定した日  
 令和2年1月31日
  - 4 落札者の名称及び住所  
 中部電力株式会社 名古屋市東区東新町1番地
  - 5 落札金額（税抜）  
 26,978,599円
  - 6 契約の相手方を決定した手続  
 一般競争入札
  - 7 入札公告をした日  
 令和2年1月7日

公安委員会規則

兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和2年3月10日

兵庫県公安委員会  
 委員長 豊川輝久

兵庫県公安委員会規則第1号

兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県警察の組織に関する規則（昭和52年兵庫県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。  
 第12条第3号中「職員相談」を「ピアサポート」に改める。

第15条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 犯罪手口資料に関する事。

第18条第3号を削る。

第25条第1号中「企画」の右に「及び指導」を加え、同条中第8号から第16号までを削り、第17号を第8号とし、第18号を第9号とし、第19号を第10号とする。

第26条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 公害関係事犯その他の環境関係事犯の取締りに関する事。

(6) 公害相談に関する事。

第27条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、同条第4号中「銃砲刀剣類の」の右に「所持許可及び」を、「取締り（）」の右に「取締りについては、」を加え、同条第2号とし、同条第5号中「火薬類の」の右に「運搬証明及び」を、「取締り（）」の右に「取締りについては、」を加え、同条第3号とし、同条第6号中「猟銃用火薬類等の」の右に「譲渡等の許可及び」を加え、同条第4号とし、同条の次に次の2号を加える。

(5) 風俗営業関係団体の育成指導に関する事。

(6) 風俗営業等の許可及び届出の受理に関する事。

第27条第13号中「探偵業の」の右に「届出の受理及び」を加え、同条第14号とし、同条第12号中「警備業の」の右に「認定及び」を加え、同条第13号とし、同条第11号中「金属くず営業の」の右に「許可及び」を加え、同条第12号とし、同条第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) インターネット異性紹介事業の届出の受理に関する事。

附 則

この規則は、令和2年3月26日から施行する。

公安委員会告示

**兵庫県公安委員会告示第74号**

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第14条第1項の規定に基づき申請された次の指定講習機関の特定講習の廃止を許可したので、同条第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和2年3月10日

兵庫県公安委員会  
委員長 豊川輝久

1 指定講習機関の名称、所在地及び代表者の氏名

名 称	所 在 地	代表者の氏名
阪神興業株式会社	神戸市長田区菅原通6丁目2番地	水山清嗣

2 特定講習を行う事務所の名称

西神自動車学院

3 特定講習の種別

普通二輪免許及び原付免許に係る初心運転者講習

4 廃止年月日

令和2年3月31日

正 誤

○平成20年10月31日付け（兵庫県公報第2027号）  
兵庫県告示第1089号（土砂災害警戒区域の指定）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
15	上から45	吉富 I	中村 I
	上から46	神崎郡神河町吉富	神崎郡神河町中村
17	上から42	神崎郡神河町猪篠	神崎郡神河町大山



○平成20年10月31日付け（兵庫県公報第2027号）  
兵庫県告示第1090号（土砂災害警戒区域の指定）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
20	上から13	神崎郡神河町長谷	神崎郡神河町栗
	上から17	神崎郡神河町長谷	神崎郡神河町栗
	上から21	神崎郡神河町長谷	神崎郡神河町栗
	上から52	長谷(2) I	栗 I
	上から53	神崎郡神河町長谷	神崎郡神河町栗
	上から77	神崎郡神河町長谷	神崎郡神河町栗
22	上から29	鍛冶(2) I	鍛冶(2) I
	上から30	神崎郡神河町鍛冶	神崎郡神河町鍛冶
	上から33	鍛冶(3) I	鍛冶(3) I

	上から34	神崎郡神河町鍛冶	神崎郡神河町鍛冶
	上から37	鍛冶(1) I	鍛冶(1) I
	上から38	神崎郡神河町鍛冶	神崎郡神河町鍛冶
	上から41	鍛冶(4) I	寺前(1) I
	上から42	神崎郡神河町鍛冶	神崎郡神河町寺前
	上から45	南鍛冶 I	南鍛冶 I
	上から46	神崎郡神河町鍛冶	神崎郡神河町鍛冶
	上から49	鍛冶 II	鍛冶 II
	上から50	神崎郡神河町鍛冶	神崎郡神河町鍛冶
24	上から29	鍛冶川 I	鍛冶川 I
	上から30	神崎郡神河町鍛冶	神崎郡神河町鍛冶
	上から34	神崎郡神河町鍛冶	神崎郡神河町鍛冶



○平成28年3月11日付け（兵庫県公報第2780号）  
 兵庫県告示第255号（土砂災害特別警戒区域の指定）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
19	上から19	神崎郡神河町長谷	神崎郡神河町栗